【第 2 編　金融 3-8】当座預金と手形の仕組み

～なぜ当座預金は全額保護されるのか？～

(1)当座預金

①企業が決済に利用する預金

→利息が付かない

②小切手の活用

③ペイオフで全額保護

→商取引の安全性を確保するため

(2)手形

①支払期限が猶予されている

→(例)3 ヶ月後

②支払えないと、不渡手形となる。

→半年のうちに 2 回の不渡りを出すと、

2 年間当座預金口座が使えなくなる

→形式不備の場合は、手形交換所に報告されない

③手形割引

→本来の支払い期日までの利息や手数料の金額を差し引いて、

銀行に買い取ってもらう

→審査が必要

→買い戻し請求の可能性あり

(3)決済用普通預金(無利息型普通預金)

①中小企業や個人でも開設可能

②金利は付かない

③全額ペイオフの対象となる